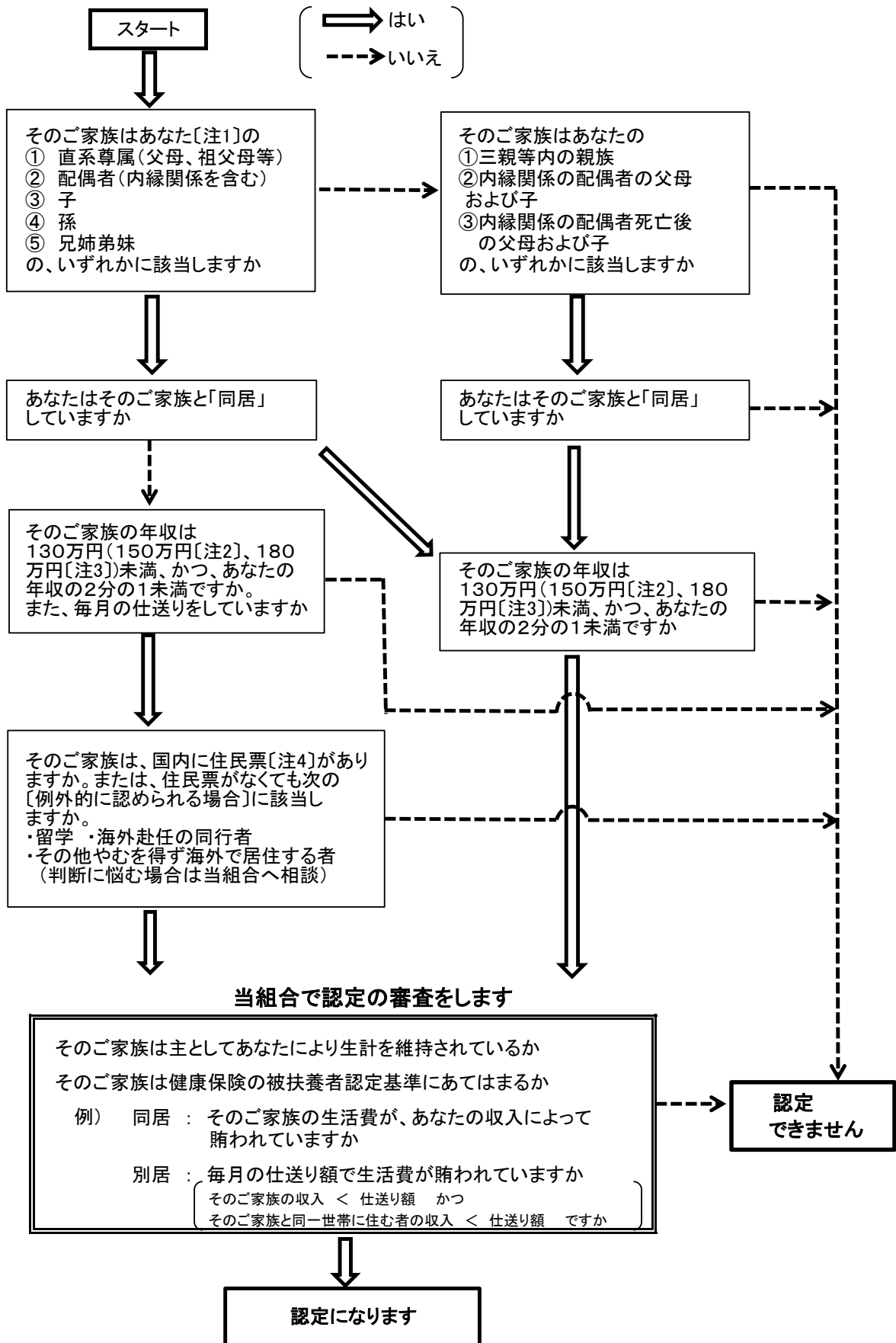


被扶養者認定のフローチャート



〔注1〕 「そのご家族」＝再認定対象者、「あなた」＝被保険者

〔注2〕 「150万円」は19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）※R7年10月1日から適用

〔注3〕 「180万円」は60歳以上または障害者の場合

〔注4〕 国内に住民票がない場合は、〔例外的に認められる場合（留学・海外赴任の同行者等）〕を除いて原則認定できません。